

平成 1 9 年度

定期監査（第 1 次）結果報告書

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日

北見市監査委員

平成19年度 定期監査（第1次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき次のとおり定めました。

- 総務部 資産税課、車両課
- 市民環境部 市民の声をきく課、市民活動課、市民協働推進課
- 保健福祉部 保育課（中央保育園、南保育園、相内保育園）
- 農林水産商工部 農務課、水産課、産業振興課
- 学校教育部 総務課、学校教育課、西小学校、小泉中学校

2 監査の期間

平成19年10月15日（月）から11月15日（木）まで
（うち現地監査 11月15日（木））

3 監査の主眼及び方法

平成19年4月から同年9月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき統一的な事務処理がなされているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、収入に関する事務では、収納状況等を、支出に関する事務については、予算の執行状況全般のほか、契約事項、時間外勤務等命令、出張命令等に係る事務処理を対象事項とし、諸帳簿の書面審査を行うとともに関係職員から説明を聴取しました。

併せて、現地における監査では、施設の安全管理のほか備品等の保管管理及び郵券の取扱や保管状況について、確認を行ったところです。

4 監査の結果等

（1）結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をしました。

- ・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なもの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの

- ・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの

※「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、また、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

（２）監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような事項を確認しました。

- ・共通指摘事項

- ア 財務会計の事務処理（支出関係）について

予算執行伺書、支出負担行為書等の事務処理において、決裁が未処理のもの、決裁区分が誤っているもの、代決後の後戻処理がなされていないものが散見されましたので、支出行為等の一連の財務事務に関しては、関係法令、財務規則のほか、事務専決規程や各種内部通知による運用及び取扱等、基本的な取決め事項について、それぞれ十分留意しながら財務会計の事務処理に当たってください。

- イ 時間外勤務等命令の事務処理について

週休日（土曜日及び日曜日）に勤務を命ずる場合は、所属長が振替日を指定し振替休日を実施することになってはいますが、振替休日が指定されていないもの、振替休日が未実施のままのもの、また1日の実施時間数及び月の集計時間数の計算誤りが散見されましたので、「時間外勤務命令に係る留意事

項（平成18年3月・総務部職員課）」等に基づく事務処理方法に改めて留意し、これらに係る事務処理を適切に行うとともに、振替休日については、職員の健康管理の観点からも、確実に実施するよう努めてください。

・個別指導事項

ア 被服貸与関係の事務処理について（市民環境部所管）

交通安全指導員の制服等の貸与については、合併協議での確認に基づき対応していますが、さらに明確な事務処理を行うため、制服貸与に関する規定の整備を行ってください。

監査の結果に基づき講じた措置（平成20年1月31日公表）

監査報告の内容 (平成19年度4月～9月までの 財務事務について)	市長及び教育委員会が講じた措置
<p>(共通指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計事務処理（支出関係） 決裁が未処理のもの、決裁区分が誤っているもの、代決後の後戻り処理がなされていないものが散見された。 ・時間外勤務等命令の事務処理 週休日（土曜日及び日曜日）に勤務を命ずる場合は、所属長が振替日を指定し、振替休日を実施することになっていますが、振替休日が指定されていないもの、振替休日が未実施のままのもの、また1日の実施時間数及び月の集計時間数の計算誤りが散見された。 	<p>予算執行伺書等の未決裁等について、直ちに適正な処理を行うとともに、一連の財務事務に関し、関係法令、財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう各所属長に対し周知徹底を図った。</p> <p>振替休日の未実施等について、直ちに振替日の再指定等を行い、確実に振替休日を実施するよう努めるとともに、今後も関係例規並びに時間外勤務命令に係る留意事項に基づき適正な事務処理を行うよう各所属長に対し周知徹底を図った。</p>
<p>(個別指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民環境部の被服貸与関係 交通安全指導員の制服等の貸与については、合併協議での確認に基づき対応し明確な事務処理を行うため、制服貸与に関する規定の整備をすること。 	<p>制服貸与の実態に即した明確な事務処理を行えるよう、今年度内での規定整備を目標にしている。</p>